十二　［略］

十三　放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

十六　［略］

十七　廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。

［十八・十九　略］

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

２　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

［号を削る。］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

［号を削る。］

十　［略］

［号を削る。］

十一　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十三　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

十四　［同上］

十五　放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］

十七　［同上］

［号を加える。］

［十八・十九　同上］

二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［同上］

２　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

八　放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること。

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十三　［同上］

十四　廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］